

ごみ処理手数料見直しに関する Q&A

(ごみ処理手数料見直しに係る自治会代表者説明会での主な質問)

舞鶴市生活環境課

令和 3 年 5 月

ごみ処理手数料見直しに関する Q&A

目次

制度の見直しについて	3
Q1. どのような経過を経てごみ処理手数料の見直しをすることになったのですか？	3
Q2. なぜごみの有料化をするのですか？	3
Q3. 市販のごみ袋でごみを出せないのはなぜですか？	3
指定ごみ袋について	4
Q4. 地域で啓発するため、不燃ごみの指定ごみ袋のサンプルを提供してほしい	4
Q5. ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの袋のサイズはどのように決まったのですか？	4
Q6. 家庭用 90 リットルの可燃ごみ指定ごみ袋の交換対応について	4
Q7. 今の可燃ごみの指定ごみ袋は、7月以降に使用することはできますか？	4
Q8. 5月から不燃ごみの指定ごみ袋を使用しても収集してもらえますか？	5
収集できないごみ(取り残し)について	5
Q9. ペットボトル、プラスチック容器包装類のみの収集日の取り残しごみについて	5
立ち番について	5
Q10. ごみの立ち番の必要性について	5
Q11. ペットボトル、プラスチック容器包装類のみの収集日の立ち番について	6
月2回収集について	6
Q12. ペットボトルとプラスチック容器包装類を月2回収集にするのはなぜですか？	6
Q13. 当面はこれまで通りの収集回数でよいと自治会でまとまりましたが、市での対応は可能ですか？	6
Q14. ペットボトル、プラスチック容器包装類のみの収集日にはどのように出せばよいのですか？	6
Q15. 『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の表示板の提供について	7
直接搬入について	7
Q16. 搬入受付手数料とはどのようなものですか？	7
Q17. 直接搬入の回数券はどこで販売しているのですか？	7

Q18.搬入受付手数料を免除とはどのようなものですか？	7
Q19.不燃ごみの取り残しについて、これまで自治会がリサイクルプラザに直接搬入していましたが、こうした場合も手数料が必要になりますか？	7
Q20.可燃ごみの取り残しや、ボランティア清掃で回収した可燃ごみを清掃事務所に直接搬入する場合は受付手数料が必要になりますか？	8
Q21.ごみの量に応じた手数料にしないのですか？	8
不法投棄について	8
Q22.不燃ごみの有料化に伴い不法投棄の増加を懸念しています	8
周知について	8
Q23.アパートの入居者等の自治会未加入者への周知について	8
Q24.回覧用の簡易版チラシについて	8
Q25.外国語版チラシについて	9
粗大ごみについて	9
Q26.窓ふきやデッキブラシ(1m以上)の処分方法について	9
Q27.金属類が使用されているハンガーや椅子の処分方法について	9
袋に入らないごみについて	9
Q28.集積所に出せる袋のサイズについて	9
Q29.袋に入りきらない大きさの不燃ごみについて	9
Q30.袋に入りきらないものについて	9
Q31.蛍光灯の出し方について	10
ごみの分別について	10
Q32.発泡スチロールの出し方について	10
Q33.傘の処分について	10
Q34.市のパンフレットではペットボトルは「できるだけ潰さずに」とありますが、容器が薄いペットボトルは潰れてしまいます。潰れてしまったものも出してもよいですか？	10
Q35.容器包装類以外のプラスチックの分別回収について	10
Q36.高齢者等ごみ出し支援戸別収集について	11
拠点回収について	11
Q37.拠点回収ボックスの廃止について	11
Q38.スーパーなどでの店頭回収について	11

制度の見直しについて

Q1. どのような経過を経てごみ処理手数料の見直しをすることになったのですか？

本市では、市民 1 人 1 日あたりのごみ量は令和元年度で 884g と平成 30 年度の京都府平均よりも多く、府内 15 市中、13 番目となっています。

また、本市の資源化率についても全国平均、府平均のいずれも下回り、府内で 14 番目となっています。

こうした中、廃棄物を取り巻く国内外の状況は急速に変化しており、国においては食品ロス削減推進法の施行や、プラスチック資源循環戦略の策定、また、現在も国会において「プラスチック資源循環促進法案」の審議が行われるなど、私達に身近なごみに関して新たな対応が求められています。

現在、市では安定的なごみ処理体制の維持を図るため、清掃事務所の長寿命化工事や最終処分場の整備を行っているところではありますが、現状のままごみの減量や分別が進まない状況が続きますと、将来市が整備するごみ処理施設は他の自治体よりも過大な施設を整備する必要が生じ、その場合、将来の世代に財政面でも環境面でも大きな負担を負わせることにもなります。

市としましては、こうした状況を鑑み、ごみ減量や資源化を進めるため、現在の世代が取り組むことができる施策を速やかに導入する必要があると考え、今回の見直しを行うことといたしました。

舞鶴の環境をより良いかたちで次の世代に継承し、市民の将来的なごみ処理の費用負担や、環境への負担をできるだけ小さくするため、市民の皆様にご理解・ご協力をお願いしたいと考えております。

Q2. なぜごみの有料化をするのですか

ごみの有料化は、ごみの減量やリサイクルを図るための施策であり、ごみ処理手数料をごみ処理体制の維持やごみ処理における市民サービスの充実を図るための財政的な基盤とするほか、ごみを出す量に応じて費用を負担いただく公平な受益者負担の実現を図るとともに、ものを大切に使う、使い捨ての商品を買わない、しっかりと分別するなど、ごみの減量や分別が生活に定着することを推進する施策です。

なお、埋立ごみの手数料につきましては、処理費用に対する負担割合を可燃ごみと同じにすると手数料額が高額になり負担感が大きいこと、また、ごみの分別促進を図るためにも可燃ごみと同額にしています。

ペットボトルとプラスチック容器包装類につきましては、分別促進を図りつつ、発生抑制にも誘導するため、可燃ごみ、埋立ごみの手数料よりも 2 割減額としています。

Q3. 市販のごみ袋でごみを出せないのはなぜですか

指定ごみ袋は、ごみの有料化を通じてごみの減量と資源化を進め、将来の市の財政面・環境面の負担を小さくするために導入するものです。

ごみの処理には多額の費用を要しており、また、環境への影響も小さくありません。

本市では、長年、不燃ごみを無料で収集・処理しており、これまでからその全費用に税金を充ててきましたが、近年、ごみ処理施設での処理工程も複雑化し、ごみ処理に要する費用が増える傾向にあります。

このため、ごみ減量や分別・資源化に取り組む市民と、ごみを多く出す市民との格差が広がり、ごみを多く出す市民の方が多くの行政サービスを受けることができる状況になっています。

こうした中、指定ごみ袋の購入により不燃ごみの処理費用の一部をご負担いただくことで、ごみの減量や資源化を進めることにつなげたいと考え、指定ごみ袋制による不燃ごみの有料化を実施するものです。

市としましては、市民の皆様にごこうした取り組みの目的についてご理解いただき、ごみの減量・資源化を進めてまいりたいと考えております。

指定ごみ袋について

Q4. 地域で啓発するため、不燃ごみの指定ごみ袋のサンプルを提供してほしい

地域の皆さんの中には、7月から指定ごみ袋制へ移行することをご存じではなく、これまでのルールによりごみを集積所に出されることもあると思います。その際に、「次回からはこの袋を使ってください」と啓発用の指定ごみ袋を自治会としてご活用されたいとのご要望がございましたら、生活環境課で提供しておりますので、ご相談ください。

Q5. ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの袋のサイズはどのように決まったのですか？

指定ごみ袋の種類を多くすると、小売店での占有面積が増え、小売店の負担が増えるため、ごみ袋の種類はある程度絞り込む必要があります。

このため、サイズの検討にあたっては、ごみを正しく分別されているかどうか収集の際に確認できることや、収集や処理作業への影響、また、ごみの減量を啓発できるサイズであることを考慮し、20リットル、30リットル、45リットルの3種類としました。

この他にも、実際に集積所に排出されている袋のサイズや、他自治体でも45リットルを最大サイズとしていることなども参考としています。

また、不燃ごみの最小サイズについては、可燃ごみとは異なり腐敗することもなく、少量の場合はご自宅で保管いただいても衛生上の問題がありませんので、最小サイズは20リットルとしました。

Q6. 家庭用90リットルの可燃ごみ指定ごみ袋の交換対応について

今回の手数料見直しでは、家庭の可燃ごみを直接搬入する際には透明または半透明の袋での搬入が可能となるため、直接搬入専用の家庭用90L指定ごみ袋については販売を終了いたします。

ご自宅でお持ちの未使用の90リットルの指定ごみ袋については、5枚1組単位で交換いたします。交換は、5月から令和4年3月末まで、市役所生活環境課、西支所、加佐分室にて対応いたします。

Q7. 今の可燃ごみの指定ごみ袋は、7月以降に使用することはできますか？

7月1日に可燃ごみの指定ごみ袋の料金を値上げしますが、現在販売している家庭用の可燃ごみ指定ごみ袋は、7月1日以降も使用できます。

袋の色や形の変更もありません。

Q8. 5月から不燃ごみの指定ごみ袋を使用しても収集してもらえますか？

不燃ごみ(ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみ)の指定ごみ袋は5月から市内のスーパー、ドラッグストア、ホームセンターなどで順次販売いたします。

7月からは、地域のごみ集積所にペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみを出す際には指定ごみ袋を使用していただくこととなりますが、7月までに新たな指定ごみ袋をご使用いただいても通常どおり収集いたします。

収集できないごみ(取り残し)について

Q9. ペットボトル、プラスチック容器包装類のみの収集日の取り残しごみについて

分別が不適正なものや、指定ごみ袋を使用していないもの、また、ペットボトルやプラスチック容器包装類以外の不燃ごみについては取り残しごみ(収集できないごみ)となります。

不燃ごみの取り残しについては、7月から3か月間は猶予期間とし、しっかり分別されていて指定ごみ袋でなく透明袋で出された場合は、市へ連絡いただかなくても回収いたします。また、ペットボトル・プラスチック容器包装類のみの収集日に他の不燃物が出されていた場合は、1週間後に残っているものは市へ連絡いただければ市が回収いたします。

取り残しの理由	市の回収対応
分別はしっかりされているが、 <u>指定ごみ袋に入っていない</u>	現地でいったん「取り残し」としますが、1週間程度後、市へ連絡いただかなくても回収します。 【3か月の猶予期間の対応】
分別ルールが守られていない	現地で「取り残し」とし、1週間後残っている場合は、市へ連絡いただければ市が回収。

市としては、一定の猶予期間を設けながら、新たなルールの周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取り残しごみについては、自治会の皆様には大変お手数をおかけしているところです。しかしながら、ごみ排出ルールの啓発を図るために不可欠な取り組みであり、すべてのごみを市が収集してしまうと、ルールの定着を図ることはできません。

このため、ごみの取り残しについてご理解を賜りますとともに、大変お手数をおかけしますが、上記の運用によりまして、ご対応いただきますようお願いいたします。

立ち番について

Q10. ごみの立ち番の必要性について

立ち番については、平成10年5月に不燃ごみ6種9分別収集を実施した当初から、適切な分別のご案内と不法投棄等の不適正排出の予防の観点から自治会の皆様へ各

集積所へ配置をお願いしているところであり、この間、適正なごみ処理が行えていることに對しまして、改めて感謝申し上げます。

しかしながら、市としましては、高齢化や地域の事情などにより自治会では立ち番が負担になっているものと認識しており、地域の管理負担は大きいものと考えております。このため、当面は地域の皆様にご協力お願いしつつも、不燃ごみの有料化による新たなごみ排出ルールの定着状況を見ながら、集積所の維持管理の観点からの必要性や地域事情を考慮して、立ち番の任意化を検討したいと考えているところです。

Q11. ペットボトル、プラスチック容器包装類のみの収集日の立ち番について

令和3年7月から新たに実施しますペットボトル・プラスチック容器包装類のみの収集日につきましては、2種類のみ収集であり、コンテナや看板等の資材のセッティング等も無いため、基本的には立ち番は不要と考えておりますが、新たな排出ルールが浸透するまでの間、地域の事情に応じてご対応いただくなどご協力を賜りますようお願いいたします。

月2回収集について

Q12. ペットボトルとプラスチック容器包装類を月2回収集にするのはなぜですか？

ペットボトルとプラスチック容器包装類は、家庭でのごみ排出量が多く、保管場所にも困るといったご意見をいただいております。このため、ごみ処理手数料の見直しに伴う手数料収入を財源に、新たに月2回収集を実施するものです。

Q13. 当面はこれまで通りの収集回数でよいと自治会でまとまりましたが、市での対応は可能ですか？

7月はこれまでどおり7種9分別の月1回の収集とし、ペットボトル・プラスチック容器包装類のみの収集を8月から実施することも可能です。

また、当面は月1回の収集とし、時期を見てペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集を実施することも可能ですので、生活環境課へご相談ください。

Q14. ペットボトル、プラスチック容器包装類のみの収集日にはどのように出せばよいのですか？

7月から実施いたしますペットボトル、プラスチック容器包装類のみの収集につきましては、ペットボトルとプラスチック容器包装類を別々に分けて集積していただきますようお願いいたします。これは、収集車両はペットボトルとプラスチック容器包装類では異なる車両が収集し、収集後に資源物としての引き渡し先が異なることによるものです。

Q15. 『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の表示板の提供について

ペットボトル、プラスチック容器包装類のみの収集日については、コンテナや看板等の資材の配布は行いません。

ペットボトル・プラスチック容器包装類の排出場所を明示するための表示板については、希望される自治会に提供させていただきます。

提供させていただけるのはプレートのみで、設置や配置の方法については、各自治会様にお願いすることになります。ご希望される場合は、市役所生活環境課にご相談ください。



直接搬入について

Q16. 搬入受付手数料とはどのようなものですか？

近隣市では、ごみ処理施設への搬入時にごみの搬入量に応じた従量制により、すでに手数料を徴収されております。

一方、本市では、搬入受付手数料の導入にあたり、搬入1回あたりで手数料を徴収する定額制を採用いたしました。

こうした搬入受付手数料につきましては、搬入時の受付や案内、排出指導にあたる職員の人件費をもとに算定しております。

Q17. 直接搬入の回数券はどこで販売しているのですか？

継続的に直接搬入される利用者の利便性を考慮して、両施設で共通利用できる回数券を7月1日から販売いたします。

回数券は、200円券の10枚綴りとし、令和3年7月から両施設において2000円で販売する予定です。

回数券は、清掃事務所とリサイクルプラザのみで販売いたします。

Q18. 搬入受付手数料を免除とはどのようなものですか？

7月1日から清掃事務所とリサイクルプラザへのごみ搬入に受付手数料がかかります。しかし、世帯全員が定期的に仕事などの都合で8時までに地域の集積所へごみ出しができない場合、事前登録していただくことにより搬入受付手数料を免除いたします。

この手数料の免除を受ける場合は、必ず指定ごみ袋で搬入してください。また、免除による搬入回数は清掃事務所は月8回まで、リサイクルプラザは月2回までです。

事前登録申請の受付は5月10日から実施しております。詳細につきましては、清掃事務所またはリサイクルプラザにご相談ください。

Q19. 不燃ごみの取り残しについて、これまで自治会がリサイクルプラザに直接搬入していましたが、こうした場合も手数料が必要になりますか？

自治会が取り残しごみをリサイクルプラザに直接搬入される場合は、搬入受付手数料を免除いたします。

搬入にあたっては事前にリサイクルプラザまでお電話いただきますとスムーズな受付ができますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

Q20. 可燃ごみの取り残しや、ボランティア清掃で回収した可燃ごみを清掃事務所に直接搬入する場合は受付手数料が必要になりますか？

自治会が取り残しされた可燃ごみやボランティア清掃で回収した可燃ごみを清掃事務所に直接搬入する場合は、搬入受付手数料を免除いたします。

搬入にあたっては事前に清掃事務所までお電話いただきますとスムーズな受付ができますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

Q21. ごみの量に応じた手数料にしないのですか？

市としましては、ごみの搬入量に応じて料金を徴収する従量制による手数料徴収が望ましいと考えておりますので、できる限り早期に移行できるよう検討を進めてまいります。

不法投棄について

Q22. 不燃ごみの有料化に伴い不法投棄の増加を懸念しています

不法投棄は重大な犯罪行為であり、市では罰則の重さを周知するとともに、様々な機会を通じてモラル向上に取り組んできたところです。そうした取り組みの中で、各自治会に不法投棄警告看板を提供するほか、不法投棄防止パトロールなどの対策を実施しております。

不燃ごみの有料化に伴う不法投棄の増加に対するご懸念につきましては、有料化以降の不法投棄の状況を見ながら、関係機関との連携を図り、必要な対策を実施してまいります。

周知について

Q23. アパートの入居者等の自治会未加入者への周知について

アパートの入居者が自治会等の加入していない場合は、所有者または管理者等から入居者へ周知いただくべきものと考えているところであり、市では周知に必要なパンフレットやごみ分別ルールブックを提供しております。

また、不動産関係事業者様へ手数料見直しにかかるパンフレットを提供し、入居者への周知をお願いしているところです。

自治会におかれては、不燃ごみの収集日にパンフレットを配布いただくなど、可能な範囲でご協力を賜りますようお願いいたします。

Q24. 回覧用の簡易版チラシについて

7月1日からは地域の不燃ごみ集積所に出す際には指定ごみ袋でお出しいただくことのみを記載したチラシを同封のとおり作成いたしました。まとまった部数が必要な場合は生活環境課へご相談ください。

また、広報掲示板などに張り出しする A3 サイズのものや、ラミネート加工をしたものが必要な場合も生活環境課へご相談ください。

Q25. 外国語版チラシについて

7月1日からは地域の不燃ごみ集積所に出す際には指定ごみ袋でお出しいただくことのみを記載した外国版チラシ(英語版、ベトナム語版)を作成し提供しています。

粗大ごみについて

Q26. 窓ふきやデッキブラシ(1m以上)の処分方法について

これまでから本市では、いずれか1辺の長さが50cm以上のものは、粗大ごみとして分類しており、窓ふきやデッキブラシなどで長さ50cm以上のものは粗大ごみとして処分いただきますようお願いしております。

令和3年7月1日に実施いたします不燃ごみの有料化後は、埋立ごみの指定ごみ袋に入らない大きさのものを粗大ごみとして取り扱うこととなります。

ただし、傘につきましては、従来の取扱いと同様に、指定ごみ袋からはみ出しているも埋立ごみとして集積所にお出しいただくことができます。

Q27. 金属類が使用されているハンガーや椅子の処分方法について

金属類が使用されているものの処分方法については、簡単に分解・解体できるものは、金属、プラスチック、木に分けていただき、それぞれ金属類、埋立ごみ、可燃ごみとして処分いただきますようお願いいたします。

なお、簡単に分解・解体が出来ない場合には、そのまま埋立ごみとして処分していただけますが、令和3年7月以降は、指定ごみ袋に入れてお出しいただくこととなります。その場合、指定ごみ袋に入りきらないサイズのものについては、粗大ごみとして処分していただくこととなります。

袋に入らないごみについて

Q28. 集積所に出せる袋のサイズについて

集積所に出していただける指定ごみ袋の最大サイズは、可燃ごみ、不燃ごみのいずれについても45リットルです。

Q29. 袋に入りきらない大きさの不燃ごみについて

指定ごみ袋で不燃ごみを出す場合は、原則、袋の口を結んで地域の集積所にお出しいただくこととなります。

ただし、単品のごみ(例えばプラスチック製のレターケース、発泡スチロールなど)を450の指定ごみ袋に入れられる場合で、袋の口が結びきれないものにつきましては、袋の入れ口すれすれ位まで入っていれば袋をテープで止めてお出しいただくことは可能です。

袋の入れ口からはみ出すものにつきましては、粗大ごみとなりますのでリサイクルプラザへ直接持ち込んでいただくか、有料の戸別収集をご利用ください。

Q30. 袋に入りきらないものについて

ベットやマットレス、ソファ、ダンスなど袋に入りきらない大きいごみは粗大ごみとなりますのでリサイクルプラザへ直接持ち込んでいただくか、有料の戸別収集をご利用ください。

Q31. 蛍光灯の出し方について

蛍光灯の出し方に変更はありません。

現在の分別ルールでは蛍光灯は「有害ごみ」に分別いただくこととなります。地域の集積所へは、50センチを超えるサイズであっても、収集の対象としています。

有害ごみについては指定ごみ袋制による有料化の対象としていませんので、地域の集積所に排出される場合は専用のコンテナに入れてください。

ごみの分別について

Q32. 発泡スチロールの出し方について

ごみの分別につきましては、これまでと変更は無く、梱包材等の発泡スチロールはプラスチック容器類として、汚れの落ちない発泡スチロールは埋立ごみとしてお出してください。

また、大きな発泡スチロールは割っていただくなどして市の指定ごみ袋に入れて出してください。

Q33. 傘の処分について

傘につきましては、7月1日以降、市の指定ごみ袋に入れてお出しいただくこととなりますが、袋からはみ出しているも回収の対象といたします。ただし、指定ごみ袋に入るごみを収集させていただくことが基本的なルールとなりますので、折り畳み傘など袋に入るサイズのものは、対応した袋を使用いただき、最も大きな45ℓの指定ごみ袋に入らない傘については例外的に回収の対象とさせていただきます。

Q34. 市のパンフレットではペットボトルは「できるだけ潰さずに」とありますが、容器が薄いペットボトルは潰れてしまいます。潰れてしまったものも出してもよいですか？

ペットボトルについては、潰れているものについても取り残しとはせずに回収いたします。ただし、できるだけ潰さずに排出いただきますようお願いいたします。

その理由としましては、収集したペットボトルは、リサイクルプラザにおいて、保管と運搬をやすくするため、数百個のペットボトルを一定の大きさに機械で圧縮し梱包した上で再商品化事業者へ引き渡しています。圧縮する際に、潰れた状態のペットボトルを圧縮すると1個1個のペットボトルがうまくかみ合わず梱包作業に支障を来すことがあるため、ペットボトルはなるべく潰さずに出していただくこととしております。ただし、柔らかい素材のペットボトルは意図せずに潰れることもありますので、潰れたペットボトルが多少混在していてもやむを得ないものと考えております。

また、リサイクルにあたっては、『PETボトルマーク』などの品質基準が定められており、再商品化事業者が品質を確認する際に、『PETボトルマーク』を確認できなければ、使用済みペットボトルを用いたリサイクルが出来ないこととなるため、切断しないで出していただきますようお願いいたします。

Q35. 容器包装類以外のプラスチックの分別回収について

国内におけるプラスチックの資源循環を促進するため、令和3年3月9日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定され、国会で審議されているところです。

この法律案には、プラスチック容器包装類以外のプラスチック資源の分別収集の促進が謳われているところであり、市といたしましても、今後国の動向に注視しつつ、プラスチック製品の資源化に向けた分別収集について研究を行ってまいりたいと考えております。

Q36. 高齢者等ごみ出し支援戸別収集について

令和3年7月から実施します高齢者等ごみ出し支援戸別収集は、自らごみ出しが出来ず、また、家族等の支援も受けることが出来ない方を対象にしており、介護や障害のホームヘルプサービスを受けていることが要件となります。

サービスの内容につきましては、可燃ごみを週1回、不燃ごみを月1回、ご自宅の玄関先まで戸別に収集を行うものです。

なお、このサービスは、利用者がごみを出したいときに連絡して収集を依頼していただくものではなく、あらかじめ決めておいた曜日に収集を実施するものです。

料金につきましては、可燃ごみの収集曜日が月に4回あった場合には、可燃ごみ月4回、不燃ごみ月1回の収集となり、ごみの有無に関わらず、500円（税別）を利用者の方から収集業者にお支払いいただくこととなります。

拠点回収について

Q37. 拠点回収ボックスの廃止について

市内9か所の公共施設に設置しておりますペットボトルとプラスチック容器包装類の拠点回収ボックスにつきましては、令和3年6月末をもちまして廃止いたします。

これは、令和3年7月1日から指定ごみ袋制による不燃ごみの有料化を実施することから、無人の拠点回収では指定ごみ袋に入っていないごみの排出を防ぐことができないため廃止を決定したものです。

Q38. スーパーなどでの店頭回収について

スーパー等に設置されております回収ボックスにつきましては、容器包装のリサイクルを推進するため各小売店の独自の取り組みとして設置いただいているものです。

市といたしましても、各小売店の皆様に、引き続き資源回収にご協力いただけるようお願いしてまいりたいと考えております。